

岡崎市地域公共交通会議事務局規程の改正について

1 改正理由

本市では令和8年度の組織改正において「交流戦略課」を新設し、移住・定住の促進やふるさと納税への対応を始めとしたシティプロモーション施策のさらなる推進に取り組むと共に、少子高齢化や人口減少社会に対応した公共交通政策を強化するため、地域創生課から公共交通に係る業務を移管することとされている。

そのため、岡崎市地域公共交通会議事務局規程における事務局を担当する組織を移管するために必要な改正を行うものである。

2 新旧対照表

改正案	現行
(職員) 第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、岡崎市総合政策部交流戦略課長をもって充てる。 3 事務局員は、岡崎市総合政策部交流戦略課の職員をもって充てる。	(職員) 第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、岡崎市総合政策部地域創生課長をもって充てる。 3 事務局員は、岡崎市総合政策部地域創生課の職員をもって充てる。

3 施行日

令和8年4月1日